

平成 30 年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験案内

平成 30 年 7 月 10 日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話 (089) 912-2826
愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

◆第 1 次試験日 平成30年 9 月 23 日（日）

◆受付期間 8 月 16 日（木）午前 8 時 30 分～9 月 3 日（月）午後 5 時 15 分

◆試験会場 愛媛県庁

受験申込みは、インターネットによる申込みとし、愛媛県職員採用情報ホームページの「愛媛県採用試験受験申込システム」から受け付けます。

愛媛県職員採用情報
ホームページはこちら



1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

また、同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

(1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	9 人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	3 人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容	
短期 大学 卒業 程度	保育士	1 人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。
	臨床検査技師	3 人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、検体検査、生理機能検査、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
	歯科衛生士	1 人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、口腔衛生指導、歯科保健事業の推進、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319 号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第 16 条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	受験資格
一般事務	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成31年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。）
警察事務	

イ 資格免許職

試験区分	受験資格
保育士	(1) 昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 (2) 保育士の資格を有する者又は平成31年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
臨床検査技師	(1) 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 (2) 臨床検査技師の免許を有する者又は平成31年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
歯科衛生士	(1) 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 (2) 歯科衛生士の免許を有する者又は平成31年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試験会場	合格発表
第1次試験	平成30年9月23日 (日曜日)	午前9時15分～ 午後0時	愛媛県庁 〔松山市一番町 四丁目4番地2〕	10月上旬 第1次試験当日に お知らせします。
		〔受付時間 午前8時15分～午前9時 ※遅刻した場合は受験で きません。〕		
第2次試験	10月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			11月中旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	初級 教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）
	資格免許職 教養試験	50点	短期大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	資格免許職 専門試験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適性検査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、初級については教養試験の得点、資格免許職については教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。
平成30年8月16日（木）午前8時30分から9月3日（月）午後5時15分まで
※ 原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月27日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月14日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、平成31年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。

- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分		現行給料月額	
初 級	一 般 事 務	行政職給料表 1 級 9 号給	152,090 円
	警 察 事 務		
資格免許職	保 育 士	行政職給料表 1 級 17 号給	163,334 円
	臨床検査技師 (大学4年制課程卒業)	医療職給料表(二) 2 級 5 号給	192,447 円
	臨床検査技師 (短大3年制課程卒業)	医療職給料表(二) 1 級 21 号給	182,408 円
	歯科衛生士 (短大3年制課程卒業)	医療職給料表(二) 1 級 21 号給	182,408 円
	歯科衛生士 (短大2年制課程卒業)	医療職給料表(二) 1 級 15 号給	171,064 円

※ 学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開示場所
第 1 次 試 験 不 合 格 者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第 1 次 試 験 合格発表の日 から 1 月 間	愛 媛 県 人事委員会事務局
第 2 次 試 験 受 験 者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第 2 次 試 験 合格発表の日 から 1 月 間	

別表（4 関係）

専 門 試 験（資格免許職） の 出 題 分 野

試験区分	出 題 分 野
保 育 士	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む）
臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論（情報科学を含む）、生理学、病理学（解剖・組織学を含む）、臨床化学（生化学を含む）、血液学、免疫・血清学、微生物学（医動物学を含む）
歯 科 衛 生 士	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論、歯科診療補助論